

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、草加都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 草加都市計画区域の位置等

草加都市計画区域は、都心から約20km圏、埼玉県南東部に位置しています。
また、草加都市計画区域に含まれる土地の区域は、草加市、八潮市及び三郷市の行政区域の全域です。

【1・3・2号 高速外環状道路】

本路線は、草加市原町3丁目を起点とし、三郷市高州4丁目に至る延長約14,960m、幅員23mの自動車専用道路です。

【3・4・85号 入谷東西線】

本路線は、八潮市大字八條地内に位置する延長約410m、幅員16mの幹線街路です。

II. 変更の理由

草加都市計画道路1・3・2号高速外環状道路は、首都圏における道路網の骨格を形成するとともに、県南地域を東西に結ぶ都市間連絡の動脈となり、東西道路や放射幹線道路の交通混雑の緩和など、交通環境の改善を図るため、昭和60年10月1日に都市計画決定された路線です。

八潮市大字八條地内では、田園地帯の名残をとどめる緑豊かなオープンスペースを内包する産業拠点の形成を目指すまちづくりの計画があり、当地内が高速道路ネットワークに接続することにより、県東南部地域の交通利便性の向上や地域産業の活性化などの効果が期待されます。

このため、草加都市計画道路1・3・2号高速外環状道路の区域にスマートICの整備予定区域を追加するとともに、スマートICと周辺幹線道路を連絡するための路線として3・4・85号入谷東西線を新たに決定するものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
1・3・2号高速外環状道路	約14,960m	4車線	23m	・一部区域の追加 ・出入口の追加
3・4・85号入谷東西線	約410m	2車線	16m	・路線の追加

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

本道路の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

①道路（八潮市決定）